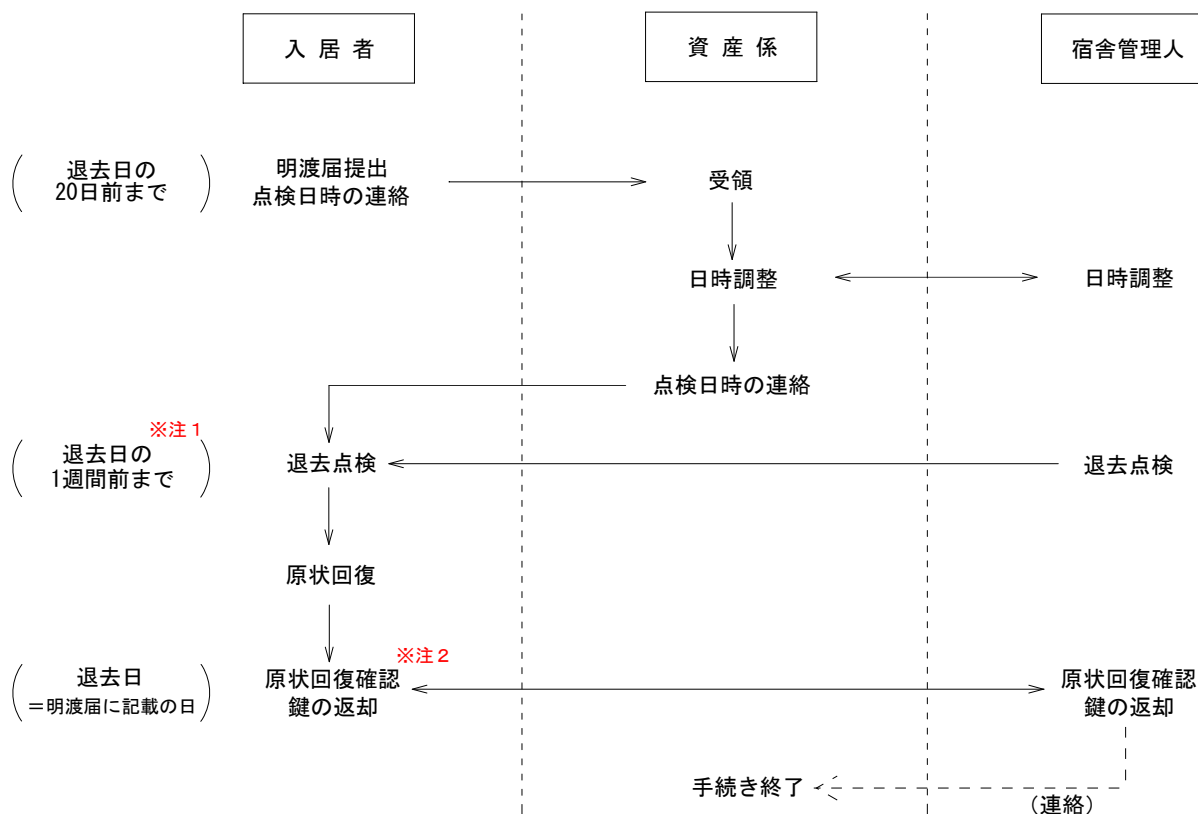


退去の手続き

◇退去の流れ



◇退去点検について

資産係へ「宿舎明渡届・自動車の保管場所使用廃止届」をご提出頂く際に、退去点検の希望日時をご連絡ください。

(希望日時は管理人の業務日のうち9:00~16:30でお願いします。)

管理人の都合が悪い場合は変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

点検当日は、管理人が点検票に基づいて、畳・襖・壁等の損傷・汚損箇所を点検し、修繕範囲の指示をします。下記のとおりお願いいたします。

- ・じゅうたん等の床を覆うものは片付けてください。
- ・大きな家具は洋室へ移動して頂くか、搬出しておいてください。
- ・清掃（油污れ、ほこりの除去等）を十分に行ってください。

※注1 原状回復にかかる日数を見込み、退去日の1週間前までには点検を受けてください。

◇原状回復について

退去点検で指示のあった事項について、直接施工業者に連絡して修繕の手配をお願いします。施工業者の紹介が必要でしたら、退去点検の際に管理人にお問い合わせください。

※注2 原状回復(修繕及び清掃)は必ず退去日までに完了し、管理人の確認を受けてください。

〈宿舎管理人事務所〉

大坪住宅7号棟101号室

所在地：徳島市八万町大坪221番地の1

電話番号：088-668-7951

勤務時間：8:30~17:15

(水曜・日曜・祝祭日・年末年始は不在)

※「すまいのしおり」p.4~6、p.17もご確認ください。